



平成 17 年 08 月 08 日制定(初版)

平成 27 年 04 月 01 日改定(17 版)

(団体登録承認番号 ; 3 1 7 6)

えーるピアパソコン・ひまわり塾

会 則

1. 【名称】 本会の名称はえーるピアパソコン・ひまわり塾とし、事務所を久留米市生涯学習センター（福岡県久留米市諏訪野町 1830-6 えーるピア内）に設ける。
2. 【目的】 パソコンやインターネットを会員のボランティア使命とその奉仕活動を通しパソコン初心者に広く・楽しく接することが出来るように支援するとともに、会員相互の生涯学習と自己の研鑽向上を図ることを目的とする。
3. 【事業】 本会は、前項の目的を達成するため久留米市生涯学習センターと協力して、次の事業を行う。なお事務所使用に際してはえーるピア規約に従う。
 - (1)生涯学習センター等での講座担当
(パソコン初心者を対象にパソコンやインターネットの技術支援)
 - (2)その他、えーるピアのパソコン事業およびえーるピア登録団体からの依頼等
4. 【年度】 ①上記、事業年度は4月1日から翌年3月31日を事業期間とする。
②単年度事業活動計画は3月期／年の定期総会に諮り承認を得るものとする。
③単年度事業は当該『年度活動計画書』に基づき事業活動を行うものとする。
5. 【会員】 ①本会の会員は基本的にえーるピア・パソコンボランティア育成講座第4期終了および当該講座を終了する者で構成する。但しひまわり塾がパソコンボランティア会員としてその資格要件を満たすと認めた者には、育成講座の受講取得を前提として会員加入構成を認める。(入会審査基準に基づく)
②退会は自由であるが、本会への退会届を持って退会するものとする。
③正当な理由による退会以外の再入会は認めない。
④本会会員は既に学習する機会を与えられているため、本会及びえーるピアのPCサークル開催講座受講への参加は控えるものとする。
理由；受講者へ広く学習機会を均等に与えることと、会員にはスタッフまたは講師育成を促すこととする。
⑤本会会員は年会費納入、えーるピア規定ならびに本会会則を守り活動を行う。
6. 【役員】 本会に次の役員を設ける、役員任期は一年（再任可）とする。
 - ・代表 1名；代表は本会の代表を執り行う
 - ・副代表 1名；副代表は代表補佐ならびに代表不在時の代行を執り行う

- ・事務局 1名；本会の窓口ならびに事務実務運営全般を執り行う
- ・会計 1名；会計は費用発生時に都度協議設置し、上記単位事業講座実施に関する収支決算報告を執り行う
- ・顧問 必要時；本会に永きに亘り貢献し、役員として意見・助言を必要とする場合に設け意見・助言を執り行う。
- ・監査 1名；適正な運営ならびに会計等が実施されているかのチェックを執り行う。
- ・理事 数名；本会の運営に関し意見・助言等を提言し円滑運営に助力する

7. 【改定】 本会会則の改定は役員合議にて改定を行い本会会合に諮り決定する。

8. 【会計】 ①本会より単位事業年度毎に任命された会計は講座開催計画に基づき適正な使用出費に努め、その収支決算を本会に報告し承認を求める。

②えーるピア生涯学習センターより提示の『ふくおかはつらつ活動拠点事業』等運営規定に基づき受講料を受講者より徴収し、本会の活動運営にあてる。

③本会の会員年会費は1,000円/年とし、当該年度の正規会員登録者とする。その他のサークル支援・収入金が発生の場合は、本会の収入として扱う。途中入会の場合、会員年会費の月割は行なわない。

④平成20年4月1日運営より、自主運用管理となるため当該日より設備使用料冷暖房費、抽選合格受講者への通知はがきをえーるピア規定に基づき支払う。

⑤本会の基本的運営は講座受講料収入をあてる。

9. 【報酬】 ①上記の役員は無報酬とする。

②講座担当講師には、講座用資料作成費用として講座開催2時間/1日あたり3,000円の資料代を充当する。(名目；講師資料代(謝礼)支給)

③サークルが認める講座資料印刷費用として10円/A4白黒1頁当・20円/A4カラー1頁あたりを充当する。(大量印刷の場合)

④講座をサポートするスタッフ要員には、講座終了後その慰労として懇親会への補助を行う、但し原則上限10,000円/回までとする。

10. 【会合】 ①定例会合は基本的に週一回(木曜日)2時間程度とし、別途会合開催を必要とする場合は本会に図り決定する。

定例会合は講座遂行にあたり支障のないように、PC技術の向上に努める。(講座ないし定例会合のどちらかとするが必要であれば同時開催も可)

②重要事項としての動議提案が発生の場合は本会会員の過半数をもって決定する。ただし欠席者は委任状をもって決議する。(運営支障重要事項等)

③自主的参加を基本とするが、特に講座期間中は講座運営に支障がないよう、欠席する場合は事前連絡に努めるものとする。

11. 【退会】 ① 正当な長欠理由と認められない、長期の欠席会員は本会に諮り退会処分とする。但し正当な理由による退会の場合（一時休会含）はこの限りではない。
正当な理由による一年を超える長欠の場合は年会費の徴収は行わない。
② 途中退会による会員年会費の返還は行わない。
12. 【解散】 万一、本会解散の事態が発生時は本会代表が閉会宣言をし、本会会合に諮り処分方法を決定するものとする。
13. 【付則】 ① 本会で得た個人情報外部へ漏らさないよう注意に努める。
また、えーるピアに規定する悪質商法や営利販売等には注意に努める。
② 本会会員の活動はインターネットに関わるため、ネットマナーを守り法規範を遵守するとともにその指導に努める。
(弊会コンプライアンス・ポリシーに準じる：HP記載)
③ 3 【事業】 ①, ② 項以外のいかなる内外活動について、本会としての支援・協力・協賛・後援・広報などは原則行わない。
但し、自己責任において会員個人間の合意活動を妨げるものではない。

代 表 ; 棚 町 マチ子 (H27.4.01 ; 再任)
副 代 表 ; 白 川 義 江 (H27.4.01 ; 再任)
事務局会計 ; 酒 井 征 海 (H27.4.01 ; 再任)
監 査 ; 梶 原 洋 子 (H27.4.01 ; 再任)
顧 問 ; 中 村 忠 敏 (H27.4.01 ; 再任)

